

九州運輸局企画観光部長 殿

総合政策局 交通計画課長

地域公共交通総合連携計画の送付、乗継円滑化実施計画の認定及び新地域旅客
運送事業計画の認定等に係る事務処理について

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)に基づく地域公共交通総合連携計画の送付、乗継円滑化実施計画の認定及び新地域旅客運送事業計画の認定等に係る事務処理については、法、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令(平成19年政令第297号。)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則(平成19年国土交通省令第80号。以下「規則」という。)に定めるほか、下記に定めるところによる。

記

1. 地域公共交通総合連携計画の送付手続

地方運輸局企画観光部長(神戸運輸監理部総務企画部長及び沖縄総合事務局運輸部長を含む。以下「企画観光部長等」という。)は、法第5条第7項の規定に基づき地域公共交通総合連携計画(以下「連携計画」という。)の送付を受けたときは、すみやかに本省総合政策局交通計画課長(以下「交通計画課長」という。)及び地方運輸局(神戸運輸監理部及び沖縄総合事務局含む。以下「地方運輸局等」という。)の関係部へ送付するものとする。

2. 乗継円滑化実施計画の認定等の手続

- (1) 企画観光部長等は、法第22条第2項の規定による乗継円滑化実施計画(以下「実施計画」という。)の認定の申請を受けたときは、実施計画の内容に応じ、すみやかに地方運輸局等の関係部へ申請書の写しを送付するものとし、同条第3項の規定による実施計画の認定にあたっては、事前に地方運輸局等の関係部との間で必要な調整を行うものとする。また、実施計画の認定をした場合は、その旨を交通計画課長へ連絡するものとする。
- (2) 企画観光部長等は、(1)の認定の申請を受けた場合において、実施計画の内容にまちづくり等の観点から整備される駅前広場、自由通路等の公共的施設との連携が見込まれるものについては、すみやかに交通計画課長へも申請書の写しを送付するものとする。
- (3) (1)及び(2)は、法第22条第6項の規定による実施計画の変更の認定に

ついて準用する。

- (4) 企画観光部長等が法第25条第1項の規定による共通乗車船券の届出を受けたときの事務手続については、「認定中心市街地に来訪する旅客又は認定中心市街地の区域内を移動する旅客を対象とする共通乗車船券に係る運賃又は料金の割引の届出に係る事務処理について」(平成18年8月31日付け国総計第34号)を原則として準用するものとする。

3. 新地域旅客運送事業計画の認定等の手続

- (1) 企画観光部長等は、法第30条第1項の規定による新地域旅客運送事業計画(以下「事業計画」という。)の認定の申請を受けたときは、事業計画の内容に応じ、すみやかに地方運輸局等の関係部へ申請書の写しを送付するものとし、同条第3項の規定による事業計画(地方運輸局長の権限のみに係る事業計画に限る。)の認定にあたっては、事前に地方運輸局等の関係部との間で必要な調整を行うものとする。また、事業計画の認定をした場合は、その旨を交通計画課長へ連絡するものとする。
- (2) 企画観光部長等は、(1)の認定の申請を受けた場合において、事業計画の内容に本省権限に係るものが含まれているときは、すみやかに地方運輸局等の関係部及び交通計画課長へ申請書を送付するものとする。
- (3) (1)及び(2)は、法第30条第6項の規定による事業計画の変更の認定について準用する。

4. 標準処理期間

- (1) 乗継円滑化実施計画の認定及び変更認定に係る標準処理期間は、1ヶ月とする。ただし、法第23条第1項又は第24条第1項の規定の適用を受けようとする場合にあっては、これらに対応する道路運送法(昭和26年法律第183号)又は海上運送法(昭和24年法律第187号)の規定による標準処理期間に従うものとする。
- (2) 新地域旅客運送事業計画の認定及び変更認定に係る標準処理期間は、法第32条から第35条までの規定に対応する鉄道事業法(昭和61年法律第92号)、軌道法(大正10年法律第76号)、道路運送法又は海上運送法の規定による標準処理期間に従うものとする。

5. その他

以上のほか、企画観光部長等は、地域公共交通総合連携計画の送付、乗継円滑化実施計画及び新地域旅客運送事業計画の認定(変更認定、勧告、命令、取り消し含む)実施の各段階において、地域における公共交通の活性化及び再生をより効果的に推進するため、まちづくり等関連施策・事業と総合的かつ一体的に実施できるよう、地方運輸局等の関係部及び地方整備局等の関係機関と緊密に連携するものとする。